

令和6年3月29日

所属長 各位

高知市上下水道局 企画財務課

### 入札書及び見積書の押印省略について（通知）

上下水道局入札参加資格申請書類において使用印鑑届の提出を廃止したことに伴い、令和6年4月1日から、上下水道局に提出する入札書及び見積書について、下記のとおり代表者（入札参加資格登録において入札の権限を委任されている支店長等を含む。）の印又は入札における代理人使用印の省略を可能とします。ただし、委任状への代表者印の押印については、これまでどおり必須とします。

入札及び日時を指定して事業者を招集し見積書を提出させる競争見積（対面式競争見積）（以下「入札等」という。）において代表者印又は代理人使用印の押印を省略する場合、これまでの押印に代わる文書内容の真正性を担保するため、入札等に参加する者の『顔写真付きの本人確認書類』により本人確認を行います。

入札書及び見積書の押印省略当該運用開始に当たっては、入札等執行時の手順の変更や、指名通知又は見積依頼通知への押印省略に関する事項の記載の追加、入札書及び委任状様式の修正が生じますので、各所属におかれましては、通知内容にご留意の上、適切な事務執行をお願いいたします。

### 記

#### 1 押印省略を可能とする書類

令和6年4月1日以降に上下水道局に提出する入札書及び見積書

#### 2 押印を省略する場合の本人確認方法等

※別紙「入札書及び見積書の押印省略運用開始後の注意事項」参照

- (1) 本人確認は、顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、顔写真付き社員証等。顔写真付きの名刺は不可）により行ってください。
- (2) 本人確認を行った入札書（対面式競争見積は見積書）には、必ず『本人確認済み』であることを記載してください。

#### 3 入札等に係る委任状について

- (1) 入札等への参加に係る委任状の代表者印の押印は省略できません。
- (2) 委任状における代理人使用印の押印は省略可能ですが、代理人使用印の押印を省略する場合は、入札等会場において代理人の本人確認を行います。
- (3) 委任状において代理人使用印を押印する場合は、入札書（対面式競争見積は見積書）の代理人使用印の押印省略はできません。委任状に押印した代理人使用印と同一の印を押印が必要です。

#### 4 郵便入札に係る入札書について

- (1) 郵便入札における入札書で代表者印の押印を省略する場合は、入札書に本件責任者及び担当者の氏名と連絡先（以下「責任者等連絡先」という。）を記載させ、記載された連絡先に連絡し、本件責任者及び担当者の在籍確認を行った上で落札決定を行ってください。また、郵便入札の実施に当たっては、入札書様式に「責任者等連絡先」の記載欄を設けてください。
- (2) 本人確認を行った入札書には、必ず『本人確認済み』であることを記載してください。

#### 5 随意契約における見積書について

- (1) 代表者印の押印を省略した見積書については、提出された見積書により決定した事業者に対して発注の連絡を行うことで、見積書の真正性を担保できるものとします。また、見積書への『確認済み』の記載は不要です。
- (2) これまで随意契約において事業者から FAX で提出された見積書により契約相手方を決定した場合、見積書の原本を徴取することとしていましたが、見積書における事業者の押印省略の運用開始に伴い、代表者印の有無に関わらず、見積書原本の徴取を不要とします。
- (3) 小規模工事等、事業者から『請書として提出させる見積書』については、代表者印の押印を省略できませんのでご注意ください。

#### 6 その他

入札書及び見積書の押印省略運用開始後においても、押印された書類については従前どおりの取扱いとします。

押印する印鑑については、法人の場合は代表者印（●●株式会社代表取締役印等。「丸印」）でなければならず、社印（「角印」）のみの押印は無効です。（個人事業主の場合は、名前のみの印で可。）